

令和8年4月公表分（教育庁）（業務委託）

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
1	教育庁 財務課	岡山県立井原高等学校 南校地跡地測量業務	令和7年12月19日	(公社)岡山県公共嘱託登記士 地家屋調査士協会 理事長 粟 井 洋充 岡山市北区南方2-1-6	<p>【資料調査】 公簿類 1筆990円 地図類 1筆990円 図面類 1筆2,090円</p> <p>【現地調査】 事前調査 1件30,030円</p> <p>【筆界確認】 多角測量 1点17,380円 復元測量 1点11,550円</p> <p>【立会】 民有地（立会確認） 1点6,930円 公用地（Aランク） 1点15,070円</p> <p>【面積測量】 (1000㎡以下) 1件269,940円 (500㎡以下) 1件195,140円 (300㎡以下) 1件154,000円 (200㎡以下) 1件128,700円 (60㎡以下) 1件76,780円 (40㎡以下) 1件65,230円</p> <p>【境界点設置】 境界標埋設 1点10,450円 引照点測量 1点12,760円</p> <p>【申請手続業務】 合筆登記 1件9,240円 筆加算 1件1,210円</p> <p>【書類の作成等】 調査報告書 1通24,200円</p> <p>【立替金】 登記情報利用料（登記記録） 1枚331円 登記情報利用料（地図類） 1個361円</p>	（公社）岡山県公共嘱託登記士地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項の規定に基づき、官公署の不動産登記等を適正かつ迅速に行うことを目的として設置された県内唯一の団体であること。また、同協会は、国が全省庁統一で募集した地図作成の測量業務の資格を有する県内唯一の団体である。	第2号	単価契約 (支出予定額4,374,896円)
2	教育庁 義務教育課	主体的な学びの基盤づくり事業	令和7年4月1日	倉敷市 倉敷市西中新田640	3,075,285	当事業は、各市町村から実施可能な学校の推薦を受け選定・実施するものである。効果的な事業実施のためには、該当学校を所管する市町村を相手方とする必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第2号	
3	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	倉敷市 倉敷市西中新田640	60,015,667	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
4	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	津山市 津山市山北520	13,912,703	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
5	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	総社市 総社市中央1-1-1	8,580,143	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
6	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	玉野市 玉野市宇野1-27-1	6,630,224	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
7	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	備前市 備前市東片上126	5,082,007	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
8	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	赤磐市 赤磐市下市344	4,993,800	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
9	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	笠岡市 笠岡市中央町1-1	4,569,511	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
10	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	井原市 井原市井原町311-1	3,824,110	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
11	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	浅口市 浅口市鴨方町六条院中3050	3,745,000	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
12	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	瀬戸内市 瀬戸内市邑久町尾張300-1	3,450,869	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
13	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和7年4月1日	高梁市 高梁市松原通2043	3,434,000	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	